

1 学則・奨学関係（131-7 大阪産業大学スポーツ健康学部修学規程）

○大阪産業大学スポーツ健康学部修学規程

平成29年4月1日

規程第131号の7

改正 平成31年3月7日

令和2年3月16日

令和3年3月19日

令和4年4月1日

令和4年8月29日

令和5年2月15日

令和5年4月21日

令和5年12月20日

第1章 総則

第1条 大阪産業大学学則（以下「学則」という。）第27条、第28条および第29条に基づくスポーツ健康学部学生の授業科目の履修その他に関しては、別に定めあるものを除き、この規程の定めるところによる。

第2条 学生が履修する科目を分けて、総合教育科目、専門教育科目および実践教育科目とする。

第3条 授業科目のうち特定のものを必修科目とし、その他を選択必修科目と選択科目とする。必修科目のすべての単位と選択必修の規定単位を、修得しなければ卒業できない。

2 通年科目を、都合により、前期または後期にまとめて授業した場合は、本規程第14条第3項ただし書によるほか履修期間および成績の取扱いその他は、通年科目と同様に取り扱う。

第4条 最終学年において、「実践研究3」および「実践研究4」の審査に合格しなければならない。

2 「実践研究4」をさらに半年間継続の必要があると判定された者は、次年度の前期末あるいは学年末に再審査を受けることができる。

第5条 専攻分野別の履修コースは、次のとおりとする。

2 身体教育学コース、スポーツ科学コース、地域—健康科学コースに分ける。

第2章 履修申請

第6条 履修申請は、セメスターごとに履修する科目を定めて、教務課に届け出なければならない。なお、履修申請をしていない科目を受講し、または受験することはできない。

1 学則・奨学関係（131-7 大阪産業大学スポーツ健康学部修学規程）

2 履修申請は、次の各号の定めにしたがって行うものとする。

- (1) 履修申請期間は、予め告示する。
- (2) 同一時限に2科目以上の履修申請をしても受理しない。
- (3) 履修申請は、復学の場合を除き、申請期間経過後は原則として受理しない。また、申請期間経過後は申請内容の変更を原則として認めない。
- (4) 前各号の規定にかかわらず、履修人員に制限のある授業科目については、その制限人員に達した場合は、第1号の期間中であっても履修申請の受付け、変更または追加は認めない。

第7条 履修した科目が不合格となり、なお単位を修得しようとする者は、あらためて次年度以降に履修申請し、再履修しなければならない。

第7条の2 すでに単位を修得した科目については、再び履修することはできない。

第8条 前3条の規定に違反した者には、単位を与えない。

第3章 履修制限

第9条 1年間に履修できる単位数は、次のとおりとする。

- (1) 1セメスターあたり上限24単位で、1年間48単位とする。
- (2) 前号の定めにかかわらず、次の科目を履修制限から除く。

イ 教員免許取得に係る「教科及び教科の指導法に関する科目」に規定する科目のうち「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」に規定する科目

ロ 教員免許取得に係る「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」に規定する科目

ハ 学則第33条および第34条に基づき、本学における授業科目の履修とみなした科目

第10条 科目の履修および卒業見込証明書の発行の条件は、次のとおりとする。

- (1) 「実践研究3」を履修するためには、前年度修了時点にて、「実践研究3」および「実践研究4」を除く卒業要件単位数の未修得単位数が30単位以内であること。
- (2) 「実践研究4」を履修するためには、原則として「実践研究3」をあらかじめ修得していなければならない。なお、「実践研究3」および「実践研究4」を履修する際の教員は、原則として同一人であること。

2 卒業見込証明書は、4年次において、「実践研究3」の履修資格を有する者または既修得者に対して発行する。

第4章 卒業要件

第11条 卒業するためには、次の各号に定める単位を修得しなければならない。

1 学則・奨学関係 (131-7 大阪産業大学スポーツ健康学部修学規程)

2 学則第30条に定める各学科の卒業要件単位は、本規程別表第1の授業科目表にしたがって、在学中に124単位を修得しなければならない。

(1) 総合教育科目は、必修、選択を合わせて、次のとおり20単位以上修得するものとする。

イ 「体育学概論」、「健康管理論」および「身体の科学」は必修とする。

ロ 言語文化科目については、「英語 (Listening&Speaking) 1」、「英語 (Listening &Speaking) 2」を含め、4単位以上修得することとする。ただし、留学生はこの限りではない。

ハ 留学生はイの科目に加え、「日本事情1」、「日本事情2」および日本語8科目8単位を必修とする。

(2) 専門教育科目は、必修、選択必修および選択を合わせて66単位以上（身体教育学コースは67単位以上、スポーツ科学コースは66単位以上、地域—健康科学コースは67単位以上。）とする。

(3) 実践教育科目は、必修、選択を合わせて4単位以上とする。

(4) 他学部および他学科の専門教育科目のうちより、製図、演習、実験、実習、外国書講読、卒業研究を除き、30単位まで履修することができ、そのうち8単位までを当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる（これを自由科目と称する。）。

1 学則・奨学関係 (131-7 大阪産業大学スポーツ健康学部修学規程)

総合 教育 科目	教養教育科目	人文科学	4単位（留学生に限る）	6単位以上	20単位 以上	124単 位	学士 （体 育学）
		社会科学					
		自然科学					
		学際領域					
		日本文化					
		人間教育					
	言語文化科目	英語	4単位以上				
		初修外国語					
		日本語	8科目8単位以上、母語履修不可 （留学生に限る）				
専門 教育 科目	身体教育学コース			67単位以上 （自由科目8単位を含 む）			
	専門基礎科目	29単位以上					
	専門応用共通科目	14単位以上					
	専門応用コース科目	20単位以上					
	専門研究	4単位以上					
	スポーツ科学コース			66単位以上 （自由科目8単位を含 む）			
	専門基礎科目	28単位以上					
	専門応用共通科目	14単位以上					
	専門応用コース科目	20単位以上					
	専門研究	4単位以上					
	地域—健康科学コース			67単位以上 （自由科目8単位を含 む）			
	専門基礎科目	29単位以上					
	専門応用共通科目	14単位以上					
	専門応用コース科目	20単位以上					
	専門研究	4単位以上					
実践 教育 科目	リテラシ科目			4単位以上			
	学部科目						
	キャリア科目						
4年以上在学							

1 学則・奨学関係（131-7 大阪産業大学スポーツ健康学部修学規程）

3 学則第13条に定める3年次編入学生の卒業要件等は、次のとおりとする。

- (1) 卒業の要件は、前項の定めにしたがうものとする。
- (2) 本大学に入学する前に修得した単位のうち、当該学科が定める基準を満たした単位を、卒業要件単位に充当する。
- (3) スポーツ科学コースおよび地域健康科学コースの2コースのうち、1つのコースを選択し、卒業要件単位数を満たさなければならない。

第5章 教育職員免許状取得に必要な科目の履修

第12条 中学校および高等学校の教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位のほかに、教育職員免許法・同施行規則に定める必要な単位を修得するために、本規程別表第1の2（以下別表という。）に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」より、以下に定める単位を修得しなければならない。

- (1) 中学校教諭一種保健体育の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目（選択必修科目含む。）を32単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を30単位、合わせて62単位を修得しなければならない。また、7日間の「介護等体験」を行わなければならない。
- (2) 高等学校教諭一種保健体育の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目（選択必修科目を含む。）を28単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を26単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を5単位、合わせて59単位を修得しなければならない。

2 別表に掲げる「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、卒業要件単位として、教職入門、教育心理学、生涯学習論および人権教育を総合教育科目の教養教育科目区分に、保健体育科教育法Ⅰ、保健体育科教育法Ⅱ、保健体育科教育法Ⅲおよび保健体育科教育法Ⅳを専門教育科目の専門応用コース科目区分に算入する。

第13条 教育実習科目および教職実践演習の履修は、次に掲げる各号の規定によるものとする。

- (1) 「教育実習1」を履修するためには、前年度終了時点において、総修得単位数（卒業要件外教職科目を含む）が、原則として90単位以上でなければならない。ただし、編入学生は、この限りでない。
- (2) 「教育実習2a」または「教育実習2b」の履修者は、卒業見込みの者であるとともに

1 学則・奨学関係（131-7 大阪産業大学スポーツ健康学部修学規程）

に、「教育実習1」を履修している者で、原則として、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」ならびに、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち「教育の基礎的理解に関する科目」および「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」について、配当された科目の単位をすべて修得し終えており、かつ、卒業時に教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位を修得できる見込みの者でなければならない。なお、教育実習に関する詳細は別に定める。

- (3) 「教職実践演習（中・高）」の履修者は、原則として、教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位のうち、4年次前期までに配当された科目の単位をすべて修得し終えていなければならない。

第6章 試験

第14条 定期試験は、前期試験と後期・学年末試験に分ける。

- 2 前期試験は、前期のみで終わる授業科目について前期末に行う。ただし、通年の授業科目についても、中間試験として行うことができる。
- 3 後期・学年末試験は、通年授業科目および後期のみで終わる授業科目について学年末に行う。ただし、通年の授業科目であって、前期に集中して授業したときは、前期試験の際、試験を行うが、追試験の実施を除き、成績の発表については学年末において処理する。

第15条 正当な理由によって受験できなかった者に対しては、教授会の議を経て、追試験を行う。

- 2 追試験を受験しようとする者は、指定の期間に、追試験受験願（様式第9号）を、所定の手数料と病気その他で受験できなかったことを証明する書類とともに教務課経由学長に提出する。ただし、受験できなかった理由が就職試験、公共交通機関の遅延・運行休止または裁判員制度に基づく裁判員としての任務遂行の場合は、手数料を徴収しない。
- 3 学長は、前項の受験願を受理したときは、受験を許可するかどうかを教授会の議を経て、本人に通知する。
- 4 追試験の受験を許可された者には、受験票を交付し、不許可になった者には、提出した書類および手数料を返戻する。
- 5 追試験の期日は、教授会において定める。
- 6 中間試験として行った試験についての追試験は行わない。
- 7 追試験の成績は、90点満点とする。

第16条 単位認定に係わる試験（以下「試験」という。）を受験しようとする者は、試験

1 学則・奨学関係（131-7 大阪産業大学スポーツ健康学部修学規程）

場において、次の各号に定める事項（以下「注意義務」という。）を守らなければならない。

- (1) 試験場においては、監督者の指示にしたがわなければならない。
- (2) 試験開始後30分以上遅刻した者は試験場に入ることができない。
- (3) 受験の際は、学生証を机上に置かなければならない。学生証を所持しない者は受験することができない。
- (4) 答案用紙には、学籍番号および氏名をペンまたはボールペンで明記し、監督者に学生証との照合を受けなければならない。
- (5) 特に許可されたものを除き、すべて携帯品は、監督者が指定する場所に置かなければならない。
- (6) 配布を受けた答案用紙およびその他の用紙類はすべて、監督者が指定する場所に提出し、試験場外に持ち出してはならない。

第17条 試験に際して、次の各号のいずれかの行為を行った者は、不正行為者とみなし、学生証および答案を取り上げて退場を命じる。

- (1) 前条の注意義務に抵触する行為
- (2) 許可されたもの以外を見ること
- (3) 他人の不正行為を助けること
- (4) 不正行為を目的とするものを保持すること
- (5) 不正行為に係わる物的証拠を故意に隠蔽すること
- (6) その他不正行為とみなされること

2 不正行為を行った者に対しては、次の各号にしたがって処分を行う。

- (1) 前項1号の不正行為を行った者は、当該科目の試験を無効とする。
- (2) 前項2号から6号の不正行為を行った者は、当該試験期間中の試験を無効とする。
- (3) 不正行為を繰り返すなど特に悪質な者に対しては、学則第48条に基づいて懲戒処分とする。

第7章 （削除）

第18条 （削除）

附 則（平成29年3月6日）

（施行期日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月7日）

1 学則・奨学関係（131-7 大阪産業大学スポーツ健康学部修学規程）

（施行期日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日）

（施行期日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日）

（施行期日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

（施行期日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月29日）

（施行期日）

この規程は、令和4年8月29日から施行する。ただし、第18条については、学則第51条の定めに関わらず、令和4年度以降に在籍する学生に適用する。

附 則（令和5年2月15日）

（施行期日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月21日）

（施行期日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月20日）

（施行期日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第18条（削除）については、学則第51条の定めに関わらず、令和6年度以降に在籍する学生に適用する。